第5回 八尾市文化財保存活用地域計画協議会(書面開催)

書類送付:令和3年9月29日(水)

意見聴取締切日:令和3年10月6日(水)

意見聴取人数:12名

【意見内容】

1 八尾市文化財保存活用地域計画について

委員意見:(頁順)

- ・P4 ここでの指摘は、これらの要素が関係しあった全体のありよう (=総体) が「歴史資産」なのか、個々の要素も「歴史資産」なのかという点である。私は後者の考え方で、「関係しあったもの」は4章で示す「関連文化財群」になるのではないかと考えていた。その場合は、例えば「「文化財」や八尾の歴史と関連の深い事象、人物、環境、産業等を広く「歴史資産」と定義します」として、その上で、「これらの「歴史資産」は、相互に関係しあい、八尾市の歴史文化の特色を形づくっています」等の表現を補足すれば良いのではないか。もちろん総体が「歴史資産」という整理なのであれば、原文のとおりで良いと思うが、あらためてご確認をお願いしたい。
- ・P25 大正13年は1909年ではなく1924年である。
- ・P32 羨道のルビは「えん」ではないか。
- ・P45 大阪府文化財保護条例による指定と大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による指定があるため、「大阪府指定」を「大阪府指定等」とする方がより正確な記述となる。
- ・P47 同上の理由により「木村重成墓」の「指定年月日」項目に「(規則指定)」を追記する方がより 正確な記述となる。
- ・P61 同上の理由により、「大阪府指定文化財」を「大阪府規則指定史跡」とする方がより正確な記述となる。
- ・P70 「…3つの寺内町が、…在郷町として経済や学問の発展を推進していました」は、町を主語と する文章として違和感があるので、「…3つの寺内町が、…在郷町として発展し、経済活動や 学問が促進されました」としてはどうか。
- ・P73 「…有力者と考えられています」は、古墳が主語だとすれば「…有力者の墓と考えられています/埋葬されているのは…有力者と考えられています」等とすべきではないか。
- ・P77 寺内町の在郷町としての発展について、P70で言及されていた「学問」に関しては記述がありませんが、それで良いのか、ご確認をお願いしたい。
- ・P80 符津用は、必要ではないか。
- ・P108 「古民家の保存・活用」に関する措置は、他の措置に統合されたのか?

以上